



大津市公報

平成 25 年 3 月 22 日
号外 (第 21 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
18 大津市特別職報酬等審議会規則.....	1
19 大津市住居表示審議会規則.....	2
20 大津市いじめの防止に関する行動計画策定アドバイザー会議規則.....	2
21 大津市中小企業金融審査委員会規則.....	3
22 大津市景観審議会規則.....	4
23 大津市危険物保安審議会規則.....	5
24 大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則.....	5
25 大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則.....	9
26 大津市難病患者等居宅生活支援条例施行規則を廃止する規則.....	15
27 大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	15
28 大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	15
29 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	16
30 大津市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則.....	16
31 大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則.....	16
32 大津市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則.....	16
33 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	17

規 則

大津市特別職報酬等審議会規則を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第18号

大津市特別職報酬等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

議員報酬の額

市長及び副市長の給料の額

地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項の政務活動費の額

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から諮問事項に対する答申を行う日までとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市住居表示審議会規則を公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 19 号

大津市住居表示審議会規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例 (平成 24 年条例第 49 号。以下「条例」という。) 第 4 条の規定に基づき、大津市住居表示審議会 (以下「審議会」という。) の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

本市における住居表示の実施を円滑かつ合理的に推進するために必要な事項に関すること。

前号に掲げるもののほか、住居表示に関し市長が必要と認めること。

(委員の数等)

第 3 条 条例第 3 条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

市民団体から選出された者 4 人以内

関係事業者から選出された者 2 人以内

関係行政機関から選出された者 2 人以内

市長が行う委員の公募に応募した市民 1 人

市長が指名する市職員 1 人

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民部戸籍住民課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市いじめの防止に関する行動計画策定アドバイザー会議規則を公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第20号

大津市いじめの防止に関する行動計画策定アドバイザー会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大津市いじめの防止に関する行動計画策定アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 アドバイザー会議は、次に掲げる事項を所掌する。

市長の諮問に応じ、いじめの防止に関する行動計画を策定するために必要な事項について調査審議すること。

前号に基づき、適宜市長に助言すること。

前号に掲げるもののほか、第1号により調査審議した結果を市長に答申すること。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 アドバイザー会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、アドバイザー会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 アドバイザー会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 アドバイザー会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 アドバイザー会議の庶務は、市民部文化・青少年課いじめ対策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、会長がアドバイザー会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

大津市中小企業金融審査委員会規則を公布する。

平成25年3月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第21号

大津市中小企業金融審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）第4条の規定に基づき、大津市中小企業金融審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則（昭和49年規則第38号）第3条各号に掲げる資金の融資申込書の内容審査に関すること。

その他融資斡旋上必要なこと。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、産業観光部産業政策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市景観審議会規則を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第22号

大津市景観審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第 4 条の規定に基づき、大津市景観審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

大津市景観法施行条例(平成18年条例第 8 号)第 2 条、第 8 条第 1 項及び第 9 条第 3 項の規定に基づく意見を述べること。

大津市屋外広告物条例(平成20年条例第53号)第12条第 2 項及び第45条の規定に基づく意見を述べること。
古都大津の風格ある景観をつくる基本条例(平成16年条例第 4 号)第 6 条に規定する景観づくり基本計画に関すること。

風致の維持に関すること。

その他本市における良好な景観の形成を推進するために必要な事項に関すること。

(委員の数等)

第 3 条 条例第 3 条の規定に基づき委嘱する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 7 人以内

関係事業者から選出された者 5 人以内

関係行政機関から選出された者 3 人以内

市長が行う委員の公募に応募した市民 5 人以内

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。
(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市危険物保安審議会規則を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第23号

大津市危険物保安審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第 4 条の規定に基づき、大津市危険物保安審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、危険物に関する次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

製造所、貯蔵所及び取扱所を有する事業所(以下「事業所」という。)における保安体制の充実に関する
こと。

地震等の災害時における安全の確保及び被害の軽減を図るため事業所において講ずる措置に関すること。

事業所における事故について消防局長又は消防署長が行う原因調査の結果の分析に関すること。

その他事業所における保安措置に関すること。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、消防局予防課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第24号

大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 (平成 25 年条例第 19 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第 2 条 条例第 2 条に規定する公募は、公告、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 条例第 2 条に規定する選定について必要な事項は、次に掲げる事項とする。

指定施設 (指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設をいう。以下同じ。) の概要

指定管理者の指定の予定期間

指定管理者に行わせる管理の業務 (以下「管理業務」という。) の範囲

選定に参加する者に必要な資格

管理の基準

管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請は、所定の申請書によって行わなければならない。

2 条例第 3 条の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

管理業務を行うに当たっての基本的な方針

管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講じる措置の内容

類似施設の管理実績

管理業務に従事させる者の役職、人数及び職務の内容

その他市長が必要と認める事項

3 指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

収支予算書

事業計画書

過去 3 年間分の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに相当する書類

定款、寄附行為若しくは規約又はこれらに相当する書類

登記事項証明書 (法人の場合に限る。)

その他市長が必要と認める書類

(指定等の告示)

第 4 条 条例第 10 条第 1 号の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

指定施設の名称

指定管理者の名称及び所在地

指定管理者の指定の期間

2 条例第 10 条第 2 号の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

指定施設の名称

指定管理者の名称及び所在地

指定管理者の指定を取り消した場合にあっては、当該取消の日

指定管理者の管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、当該停止を命じた業務の範囲及びその期間

3 条例第 10 条第 3 号の規則で定める事項は、指定管理者の名称及び所在地とする。

(協定の締結)

第 5 条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、指定施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

管理業務の基本的内容

指定期間

指定施設の管理費用として、本市が支払う金額

管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講じる措置の内容

管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第 6 条 指定管理者は、毎年度終了後 2 月以内に、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

管理業務の実施状況

指定施設の利用状況

指定施設の管理経費等の収支状況

前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(大津市都市公園条例施行規則の一部改正)

第 2 条 大津市都市公園条例施行規則(昭和45年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第12条から第16条までを削り、第17条を第12条とする。

(大津市立障害者福祉センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第 3 条 大津市立障害者福祉センターの管理運営に関する規則(昭和49年規則第47号)の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 8 条までを削る。

(大津市民会館の管理運営に関する規則の一部改正)

第 4 条 大津市民会館の管理運営に関する規則(昭和50年規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条から第12条までを削る。

(大津市自転車駐車場条例施行規則の一部改正)

第 5 条 大津市自転車駐車場条例施行規則(昭和55年規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第11条から第15条までを削る。

(大津市漁港等管理条例施行規則の一部改正)

第 6 条 大津市漁港等管理条例施行規則(昭和55年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第22条」を「第21条」に改める。

第11条から第14条までを削り、第15条を第11条とする。

(大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第 7 条 大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則(昭和55年規則第40号)の一部を次のように改正する。

第 8 条から第12条までを削り、第13条を第 8 条とし、第14条を第 9 条とする。

(大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第 8 条 大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則(昭和60年規則第25号)の一部を次のように改正する。

第 8 条から第11条までを削り、第12条を第 8 条とする。

(大津市立森林キャンプ村の管理運営に関する規則の一部改正)

第 9 条 大津市立森林キャンプ村の管理運営に関する規則(昭和62年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第 5 条から第 9 条までを削る。

(大津市総合保健センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第10条 大津市総合保健センターの管理運営に関する規則(平成元年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第13条」を「第12条」に改める。

第 9 条から第14条までを削り、第15条を第 9 条とする。

(大津市街並み博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第11条 大津市街並み博物館の管理運営に関する規則(平成 2 年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第 6 条から第10条までを削る。

(大津市旧竹林院の管理運営に関する規則の一部改正)

第12条 大津市旧竹林院の管理運営に関する規則(平成 5 年規則第34号)の一部を次のように改正する。

第 5 条から第 9 条までを削り、第10条を第 5 条とする。

(大津市斎場の管理運営に関する規則の一部改正)

第13条 大津市斎場の管理運営に関する規則(平成 7 年規則第55号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第13条」を「第12条」に改める。

第11条から第15条までを削る。

(大津市老人デイサービスセンターの管理運営に関する規則の一部改正)

第14条 大津市老人デイサービスセンターの管理運営に関する規則(平成 7 年規則第62号)の一部を次のように改正する。

第 7 条から第 11 条までを削り、第 12 条を第 7 条とし、第 13 条を第 8 条とする。

(大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則の一部改正)

第 15 条 大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則 (平成 10 年規則第 12 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条から第 12 条までを削る。

(大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部改正)

第 16 条 大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則 (平成 10 年規則第 18 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 14 条」を「第 13 条」に改める。

第 11 条から第 15 条までを削る。

(道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部改正)

第 17 条 道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則 (平成 10 年規則第 20 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 14 条」を「第 13 条」に改める。

第 10 条から第 14 条までを削る。

(大津市スカイプラザ浜大津の管理運営に関する規則の一部改正)

第 18 条 大津市スカイプラザ浜大津の管理運営に関する規則 (平成 10 年規則第 72 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 14 条」を「第 13 条」に改める。

第 7 条から第 11 条までを削る。

(大津市サイクリングターミナルの管理運営に関する規則の一部改正)

第 19 条 大津市サイクリングターミナルの管理運営に関する規則 (平成 13 年規則第 31 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条から第 11 条までを削る。

(大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部改正)

第 20 条 大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則 (平成 13 年規則第 38 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 13 条」を「第 12 条」に改める。

第 8 条から第 12 条までを削る。

(大津市公人屋敷の管理運営に関する規則の一部改正)

第 21 条 大津市公人屋敷の管理運営に関する規則 (平成 17 年規則第 66 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条から第 9 条までを削り、第 10 条を第 5 条とする。

(大津市市民活動センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第 22 条 大津市市民活動センターの管理運営に関する規則 (平成 17 年規則第 125 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条から第 13 条までを削る。

(大津市木戸コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部改正)

第 23 条 大津市木戸コミュニティセンターの管理運営に関する規則 (平成 17 年規則第 126 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条から第 11 条までを削る。

(大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則の一部改正)

第 24 条 大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則 (平成 17 年規則第 127 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条から第 12 条までを削る。

(大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第 25 条 大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則 (平成 18 年規則第 53 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条から第 12 条までを削り、第 13 条を第 9 条とし、第 14 条から第 17 条までを 4 条ずつ繰り上げる。

附則第 3 項及び第 4 項を削る。

様式第 6 号中「第 13 条関係」を「第 9 条関係」に改める。

様式第 7 号中「第 13 条関係」を「第 9 条関係」に改める。

様式第 8 号中「第 16 条関係」を「第 12 条関係」に、「第 16 条第 2 項」を「第 12 条第 2 項」に改める。

様式第 9 号中「第 17 条関係」を「第 13 条関係」に、「第 17 条第 2 項」を「第 13 条第 2 項」に改める。

(大津市つどいの広場の管理運営に関する規則の一部改正)

第 26 条 大津市つどいの広場の管理運営に関する規則 (平成 20 年規則第 16 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 11 条」を「第 10 条」に改める。

第 5 条から第 9 条までを削る。

（大津市旧大津公会堂の管理運営に関する規則の一部改正）

第27条 大津市旧大津公会堂の管理運営に関する規則（平成21年規則第129号）の一部を次のように改正する。

第 9 条から第12条までを削る。

（大津市立母子生活支援施設の管理運営に関する規則の一部改正）

第28条 大津市立母子生活支援施設の管理運営に関する規則（平成22年規則第78号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第11条」を「第 9 条」に改める。

第 9 条から第12条までを削る。

附則第 4 項及び第 5 項を削り、附則第 6 項を附則第 4 項とする。

（大津市おごと温泉観光公園の管理運営に関する規則の一部改正）

第29条 大津市おごと温泉観光公園の管理運営に関する規則（平成22年規則第80号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第11条」を「第10条」に改める。

第 4 条から第 8 条までを削る。

大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第25号

大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、大津市リサイクルセンター木戸設置条例（平成25年条例第20号。以下「条例」という。）

第 8 条の規定に基づき、大津市リサイクルセンター木戸（以下「センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（休所日）

第 2 条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

日曜日及び月曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

1 月 2 日及び同月 3 日並びに12月29日から同月31日まで

（開所時間）

第 3 条 センターの開所時間は、午前 8 時40分から午後 5 時25分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（入場者の遵守事項）

第 4 条 センターの入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

センターの施設又は設備等を汚損し、又は毀損しないこと。

他の入場者の迷惑となるような行為をしないこと。

その他係員の指示に従うこと。

（会議室の使用の申請及び許可）

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定によりセンターの大会議室又は小会議室（以下「会議室」という。）の使用の許可を受けようとする者は、大津市リサイクルセンター木戸使用許可申請書（様式第 1 号）をセンターの所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による会議室の使用の許可の申請があった場合は、これを審査の上その可否を決定し、会議室の使用を許可するときは、大津市リサイクルセンター木戸使用許可書（様式第 2 号）を当該申請をした者に交付する。

（使用料の減免）

第 6 条 条例第 6 条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次に掲げるとおりとする。

条例第 3 条第 4 号に掲げる事業に係る使用であると認められるとき。

本市又は本市の執行機関の共催又は後援に係る行為をするとき。

公用又は公益上の目的のための行為をするとき。

その他所長が必要と認めるとき。

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、大津市リサイクルセンター木戸使用料減免申請書（様式第 3 号）を所長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第 7 条 条例第 7 条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

天災地変その他使用者の責めによらない事由により、使用することができなくなったと認められるとき。
その他所長が必要と認めたとき。

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、大津市リサイクルセンター木戸使用料還付申請書（様式第 4 号）を所長に提出しなければならない。

（その他）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

大津市リサイクルセンター木戸使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市リサイクルセンター木戸所長

申請者 住所 (所在地)

団体 ・ 機関名

代表者 氏名

電 話 番 号

大津市リサイクルセンター木戸の会議室を使用したいので、大津市リサイクルセンター木戸設置条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 目 的	
主催 ・ 共催 ・ 後援等	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時から 時まで
使 用 室 名	大会議室 小会議室
使 用 責 任 者	氏名 連絡先
使 用 人 員	人

様式第 2 号 (第 5 条関係)

大津市リサイクルセンター木戸使用許可書

年 月 日

様

大津市リサイクルセンター木戸所長



大津市リサイクルセンター木戸の会議室の使用について次のとおり許可します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時から 時まで
使 用 室 名	大会議室 小会議室
許 可 条 件	<p>許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。</p> <p>許可を受けた室以外の室を使用しないこと。</p> <p>使用責任者は、入場者に先立ち来場し、その誘導整理にあたること。</p> <p>所定の駐車スペース以外の場所に駐車しないこと。</p> <p>所内設備の現状を変更し、又は貼紙のびょう打ちその他特別の設備をしようとするときは、係員の指示を受けること。</p> <p>使用後は、清掃し、机及び椅子等を原状に復すること。</p> <p>室内では、喫煙しないこと。また、喫煙をするときは、敷地内の所定の場所ですること。ただし、吸殻の後始末を完全に行うこと。</p> <p>火気に注意し、火気を使用した場合は、後始末を完全に行うこと。</p> <p>使用中に生じたごみは、持ち帰ること。</p> <p>その他係員の指示に従うこと。</p>
使 用 料	有料 (円) 免除
許 可 番 号	

様式第 3 号 (第 6 条関係)

大津市リサイクルセンター木戸使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市リサイクルセンター木戸所長

申請者 住所 (所在地)

団体・機関名

代表者氏名

電話番号

大津市リサイクルセンター木戸の会議室の使用料の減免を受けたいので、大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時から 時まで		
使 用 室 名	大会議室	小会議室	使用人数 人
減免を申請する理由	<p>大津市リサイクルセンター木戸設置条例第 3 条第 4 号に掲げる事業を実施するため。</p> <p>大津市又は大津市の執行機関の共催又は後援に係る事業を実施するため。</p> <p>公用又は公益上の目的のための事業を実施するため。</p> <p>その他 ()</p>		

様式第 4 号 (第 7 条関係)

大津市リサイクルセンター木戸使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市リサイクルセンター木戸所長

申請者 住所(所在地)

団体・機関名

代表者氏名

電話番号

大津市リサイクルセンター木戸の会議室の使用料の還付を受けたいので、大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時から 時まで
使 用 許 可 室 名	大会議室 小会議室
使用できなかった理由 又は取りやめた理由	
納 入 済 み 使 用 料	
還 付 金 額	

大津市難病患者等居宅生活支援条例施行規則を廃止する規則を公布する。
平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第26号

大津市難病患者等居宅生活支援条例施行規則を廃止する規則
大津市難病患者等居宅生活支援条例施行規則（平成17年規則第65号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第27号

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
大津市技能労務職員の給与に関する規則（昭和55年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
別表第 4 の項を次のように改める。

<p>清掃作業等手当</p>	<p>次に掲げる廃棄物の収集、運搬、処分等の作業（動物死体収集作業手当の対象となる作業を除く。）に従事する職員 廃棄物の収集運搬（清掃用車両を使用した場合に限る。）又は当該廃棄物の処分等の作業 河川、水路若しくは道路又は公園の維持管理のために必要な廃棄物の収集運搬作業 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に命じた作業</p>	<p>1 日につき 5 時間以上当該作業に従事した場合 日額 500円 1 日につき 3 時間以上 5 時間未満当該作業に従事した場合 日額 300円</p>
----------------	---	--

附 則

- この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第 4 の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に対する手当について適用し、同日前の勤務に対する手当については、なお従前の例による。

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第28号

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
大津市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和33年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
第11条を第12条とし、第10条の次に次の 1 条を加える。

（旅行雑費の支給の対象とならない市町村）

第11条 条例第17条ただし書に規定する市長が別に定める市町村は、次に掲げる旅行する職員の区分に応じ、当該各号に定める市町村とする。

在勤公署が大津市内に存する職員 草津市、栗東市、守山市、野洲市、湖南市、京都市、宇治市及び宇治田原町

在勤公署が大津市以外に存する職員 在勤公署が大津市内に存する職員との均衡を考慮してその都度市長が定める市町村

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第29号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項第 1 号中「800円」を「500円」に改め、同項第 2 号中「5 時間未満」を「3 時間以上 5 時間未満」に、「480円」を「300円」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第14条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業（条例第18条第 1 項に規定する作業を除く。）とする。

廃棄物の収集運搬（清掃用車両を使用した場合に限る。）又は当該廃棄物の処分等の作業
河川、水路若しくは道路又は公園の維持管理のために必要な廃棄物の収集運搬作業
前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に命じた作業

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第30号

大津市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の住居手当に関する規則（昭和46年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 9 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 9 条の 4 第 1 項」に改める。

第 3 条の 2 を削る。

第 4 条中「第 9 条の 4 第 1 項各号」を「第 9 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第31号

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則（昭和59年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を削り、第 9 条の 2 を第 9 条とする。

第12条の 3 第 2 項中「事由が同号」を「事由（前条第 1 項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第 1 号」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、公益的法人派遣法第 2 条第 1 項の規定により派遣され、法第26条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第32号

大津市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市障害者自立支援法施行細則（平成18年規則第54号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第 1 条中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「大津市障害者自立支援法施行条例」を「大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」に改める。

第13条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第33号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「市営住宅入居決定書」を「市営住宅入居決定通知書」に改める。

第 8 条中「市営住宅入居補欠当選通知書」を「市営住宅入居補欠決定通知書」に改める。

第32条第 2 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 6 条関係)

市営住宅入居決定通知書

年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申込みのあった市営住宅の入居については、次のとおり決定します。

1 入居を決定した住宅

住 宅 名	団地 棟 号室		
所 在 地			
家 賃	月額	円	ただし、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第13条第1項又は第16条の規定により、家賃を変更することがあります。
入 居 者 数	人		

2 入居者

続 柄	氏 名	生年月日	備 考

3 決定の条件

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例及び大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を厳守すること。

4 注意事項

この通知を受けた日から15日以内に請書を提出すること。

様式第 5 号中「市営住宅入居補欠当選通知書」を「市営住宅入居補欠決定通知書」に、「入居補欠者に当選」を「入居補欠者に決定」に、「完了したとき」を「完了した時」に改める。

様式第 6 号中「あて先」を「宛先」に、「市営住宅への住替えたとき」を「市営住宅へ住み替えたとき」に、

連帯保証人	住所	生 年 月 日	
	氏名	職業又は勤務先	
	電話	入居者との続柄	
添 付 書 類	連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のものに限る。） 連帯保証人の市町村税納税（完納）証明書		

を

- (注) 1 連帯保証人は、市内に住所を有し、入居者と同程度又はそれ以上の収入があるものであること。
2 入居者は、入居後 2 週間以内に転居（入）届をし、住民票記載事項証明書を提出すること。

添付書類	連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のものに限る。） 連帯保証人の市町村税納税（完納）証明書
------	---

緊急連絡先	住所	生 年 月 日	
	氏名	職業又は勤務先	
	電話	入居者との続柄	

に

- (注) 1 連帯保証人は、市内に住所を有する者であること。
2 緊急連絡先は、近隣に住所を有し、市と速やかに連絡のとれる者であること。
3 入居者は、入居後 2 週間以内に転居（入）届をし、住民票記載事項証明書を提出すること。

改める。

様式第 9 号中「市営住宅 団地」を「 団地」に改める。

様式第 12 号の 3 中「あて先」を「宛先」に、「氏名 _____」を「氏名 _____」を「電話番号 _____」に、

「) 収入」を「) の収入」に、「号棟」を「棟」に、

「同居・別居親族扶養控除（380,000円× 人）+ 老人扶養控除（100,000円× 人）+ 16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除（250,000円× 人）+ 障害者控除（270,000円× 人）+ 特別障害者控除（400,000円× 人）+ 寡婦（寡夫）控除（270,000円× 人）= _____ 円」

「同居・別居親族扶養控除 (380,000円× 人) + 老人扶養控除 (100,000円× 人) + 16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除 (250,000円× 人) + 障害者控除 (270,000円× 人) + 特別障害者控除 (400,000円× 人) + 寡婦（寡夫）控除 (270,000円× 人) = _____ 円」

に改める。

様式第 12 号の 4 を次のように改める。

様式第12号の4 (第18条の2 関係)

年 月 日

様

大津市長



市営住宅 (地域特別賃貸住宅) 家賃減額決定通知書

年 月 日付で提出のあった家賃減額申請書及び本市が実施した調査により、収入金額(同居親族の収入も合算)を認定し、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第18条の2 第3 項の規定による家賃の減額について、次のとおり決定しましたので通知します。

家賃月額	円
------	---

氏 名	所得金額	控除額 (B)	収入月額
	円		[(A - B) ÷ 12]
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
所得金額合計 (A)	円		

家賃減額の適否判定	適 ・ 否
減額後の家賃月額	円
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第13号中「あて先」を「宛先」に、「氏名 _____ 」を「氏名 _____ 」を
電話番号 _____ 」

に、「号棟」を「棟」に改める。

様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

様式第14号 (第19条関係)

年 月 日

様

大津市長



市営住宅(特定公共賃貸住宅)家賃減額決定通知書

年 月 日付で提出のあった家賃減額申請書及び当市が実施した調査により、収入金額(同居親族の収入も合算)を認定し、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第19条第3項の規定による家賃の減額について、次のとおり決定しましたので通知します。

家賃月額	円
------	---

氏名	所得金額	控除額 (B)	収入月額
	円		[(A - B) ÷ 12]
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
所得金額合計 (A)	円	円	円

家賃減額の適否判定	適 ・ 否
減額後の家賃月額	円
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第15号 (第19条の2関係)

収 入 申 告 書

(宛先)

大津市長

年 月 日

私及び同居者の前年中 (1 月 1 日から12月31日まで)の収入について、次のとおり証明書を添付の上、申告します。

住 宅 番 号	
住 宅 名	
氏 名	
電 話 番 号	

(フリガナ) 氏 名	続柄	生年月日	所得の種類	所得金額	控除該当項目						
					扶 養		障 害		本人該当		
					老人	特定	普通	特別	老年	寡婦	寡夫
					老人	特定	普通	特別	老年	寡婦	寡夫
					老人	特定	普通	特別	老年	寡婦	寡夫
					老人	特定	普通	特別	老年	寡婦	寡夫
					老人	特定	普通	特別	老年	寡婦	寡夫
					老人	特定	普通	特別	老年	寡婦	寡夫
					老人	特定	普通	特別	老年	寡婦	寡夫
					老人	特定	普通	特別	老年	寡婦	寡夫
					老人	特定	普通	特別	老年	寡婦	寡夫

一般扶養	老人扶養	特定扶養	障害者	特別障害者	老年者	寡婦	寡夫

- (注) 1 氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。
- 2 「特定」及び「特定扶養」とは、16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除のことをいいます。

様式第16号中「・収入超過者の認定の有無 (有・無)」を
 「・収入超過者の認定の有無 (有・無)
 ・ 年度家賃額(年 月分～ 年 月分)」に改める。

様式第17号中「第28条の2」を「第28条及び第28条の2」に、「割増賃料」を「住宅明渡努力義務及び割増賃料」に改める。

様式第19号から様式第22号までを次のように改める。

様式第19号 (第19条の2 関係)

年 月 日

様

大津市長



収入認定額及び家賃更正決定通知書

年 月 日付けで申出のあった収入の認定に関する意見又は収入超過者の認定に関する意見の内容について審査した結果、次のとおり更正したので通知します。

団地 棟 号室	年 月 日	入居
---------	-------	----

・ 認定の内容

収入のある方	所得金額	控 除 額	
	円	同居・扶養控除	円
	円	16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除	円
	円	老人・老人配偶者控除	円
	円	障害者控除	円
	円	特別障害者控除	円
	円	寡婦(寡夫)控除	円
所得金額合計 (A)	円	控除額合計 (B)	円

・ 収入月額 円

[収入月額 = (所得金額合計 (A) - 控除額合計 (B)) ÷ 12]

・ 収入超過者の認定の有無 (有・無)

・ 年度家賃額 (年 月分～ 年 月分)

本来家賃	収入超過者家賃	高額所得者家賃	負担調整により減額する額	減額後の家賃月額
円	円	円	円	円

上記のとおり更正しました。

・ 収入超過者の義務について

収入超過者は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第26条及び第27条の規定により、住宅明渡努力義務及び収入超過者の家賃の納付義務が発生します。

様式第20号 (第19条の2 関係)

年 月 日

様

大津市長



収入認定額及び家賃更正決定通知書
(改良住宅用)

年 月 日付で申出のあった収入の認定に関する意見又は収入超過者の認定に関する意見の内容について審査した結果、次のとおり更正したので通知します。

団地 棟 号室	年 月 日 入居
---------	----------

・ 認定の内容

収入のある方	所得金額	控 除 額	
	円	同居・扶養控除	円
	円	16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除	円
	円	老人・老人配偶者控除	円
	円	障害者控除	円
	円	特別障害者控除	円
	円	寡婦(寡夫)控除	円
所得金額合計 (A)	円	控除額合計 (B)	円

・ 収入月額 円

〔収入月額 = (所得金額合計 (A) - 控除額合計 (B)) ÷ 12〕

・ 収入超過者の認定の有無 (有 ・ 無)

・ 年度家賃額 (年 月分 ~ 年 月分)

本来家賃	割増賃料	負担調整により減額する額	減額後の家賃月額
円	円	円	円

上記のとおり更正しました。

・ 収入超過者の義務について

収入超過者は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第28条及び第28条の2の規定により、住宅明渡努力義務及び割増賃料の納付義務が発生します。

様式第21号 (第20条関係)

市営住宅家賃減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申 請 者

団地 棟 号

氏 名

電話番号

次の事由により、市営住宅の家賃の減免を申請します。

現 在 の 家 賃	円
減 免 希 望 期 間	年 月 から 年 月 まで
減免を受けようとする理由	

- (注) 1 収入のある者が退職等によって収入が減少した場合は、収入が減少したことが分かる書類 (離職票、退職証明書等) を添付してください。
- 2 入居者又は同居者の転出、死亡等により収入月額が減少する場合は、この申請書のほかに「異動届」の提出が必要です。
- 3 税の修正申告により収入月額が減少する場合は、修正申告後の所得証明書を添付してください。
- 4 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第22号 (第20条関係)

市営住宅家賃徴収猶予申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申 請 者

団地 棟 号

氏 名

電話番号

次の事由により、市営住宅の家賃の徴収猶予を申請します。

現 在 の 家 賃	円
徴 収 猶 予 希 望 期 間	年 月 から 年 月 まで
徴収猶予を受けようとする理由	

(注) 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第23号中

- 「 1 減免額 円
- 2 減免期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 家賃月額 円 (減免期間に納付すべき家賃の額) を
- 4 その他 虚偽の申請により家賃の減免を受けた場合は、減免の始期にさかのぼって家賃を請求します。 」

- 「 1 減免額 円
- 2 減免後の家賃 円
- 3 減免期間 年 月 から 年 月 まで に改める。
- 4 摘要

(注) 虚偽の申請により家賃の減免を受けた場合は、減免の始期に遡って家賃を請求します。 」

様式第24号中「年 月 日から 年 月 日まで」を「年 月から 年 月まで」に改める。

様式第33号中「により費用は一切」を「による費用は全て」に、「市に明渡す」を「明け渡す」に改める。

様式第34号を次のように改める。

様式第34号 (第28条関係)

高額所得者認定通知書

年 月 日

様

大津市長



あなたの収入月額、次のとおりであり、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第28条の3に規定する高額所得者になります。

したがって、同条例第29条の規定による住宅の明渡請求をすることができる高額所得者に認定したので通知します。

年度

所得額合計	控除額合計	認定月額
円	円	円

年度

所得額合計	控除額合計	認定月額
円	円	円

続柄	収入該当者	所得額	1,476千円 控除後金額
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

収入月額が397,000円を超えた場合に高額所得者になります。

